

放送システム委員会報告（案）の主な変更点について

- 搬送波のレベルと妨害波のレベルとの差

該当箇所：報告書 7. 2. 2 (9)

別紙 2 (答申案) 2. 2. 2. 4. 7

(下線部を修正)

表 7.2-7 単一周波数妨害比

変調方式	256QAM ^{注1)}	1024QAM ^{注2)}	4096QAM(4/5)	4096QAM(5/6)
単一周波数 妨害 UD 比 (dB)	(-) <u>33</u> 以下	(-) <u>39</u> 以下	(-) <u>39</u> 以下	(-) <u>40</u> 以下

注 1) 表 7.2-2 で定める 256QAM の誤り訂正符号化率に適用する。

注 2) 表 7.2-2 で定める 1024QAM の誤り訂正符号化率に適用する。

(理由)

実験により、搬送波 (J.382) のレベルと単一周波数妨害とのレベル差の条件は、妨害波が熱雑音の場合と異なることが分かった。具体的には、搬送波の帯域内で妨害を受ける周波数によって伝送特性は変動すること、伝送路推定のための SP (Scattered Pilot) 信号が配置された周波数に妨害を受けると、伝送特性を著しく劣化させる場合があることが明らかになった。

SP の配置される周波数は 6 MHz 当たり 141 ポイントある。このため、一部の SP を使った実験結果をそのまま規格に反映することは困難であると判断した。SP 信号へ単一周波数妨害が加わった場合の BER 特性の劣化は、搬送波の伝送特性にも依存するため、一定の余裕を持って規格を定めることが望ましい。

従って、標準デジタルテレビジョン方式と同じ OFDM 方式を採用していることから、測定値に標準デジタルテレビジョン放送方式と同様に 1dB の余裕をみて規格値とした。